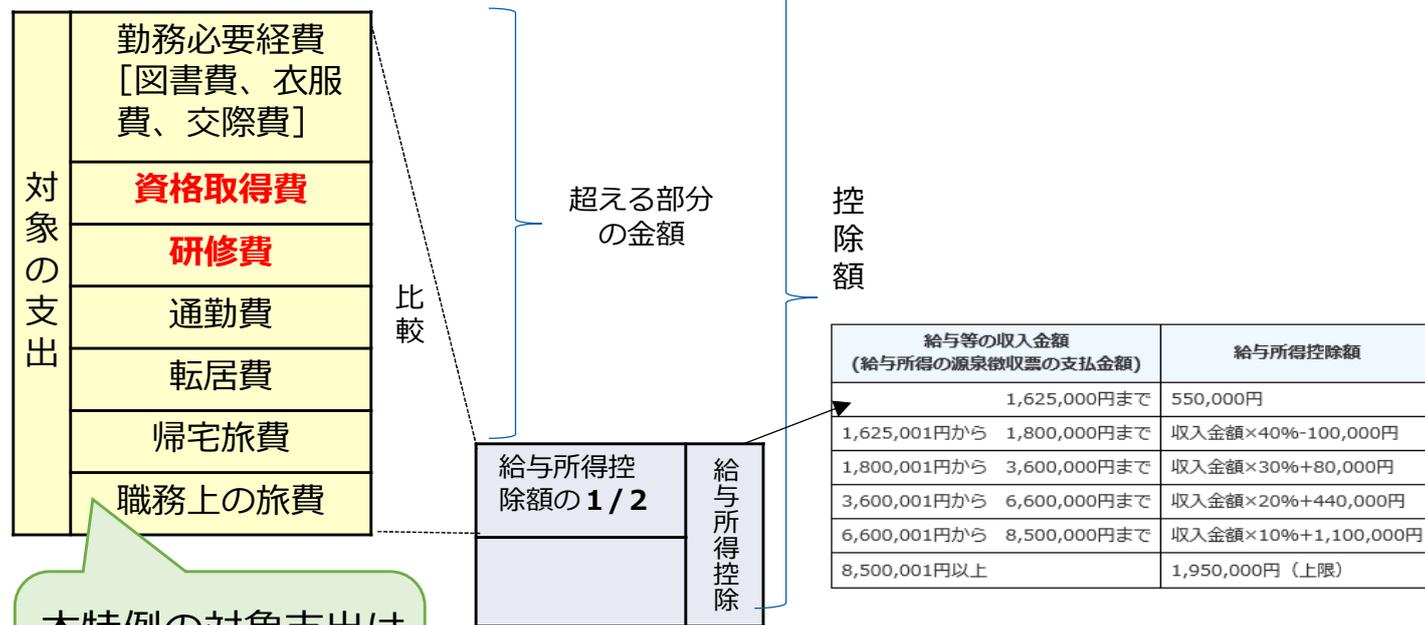


学び・学び直し促進のための特定支出控除における特例措置

1 制度の内容

- 給与所得者が職務の遂行に直接必要な技術又は知識の習得のための研修の受講費用等（※1）の特定支出をした場合、その合計額が「特定支出控除額の適用判定の基準となる金額（※2）」を超える時は、その超える部分を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができるとされています。
 - 改正前の特定支出控除制度の手続きにおいては、特定支出が職務に関連するものであることについて給与等の支払者による証明を受ける必要がありました。
 - 令和5年度改正により、給与所得者が厚生労働大臣が指定する教育訓練給付指定講座を受講した場合（※3）において、「**研修費**」と「**資格取得費**」に該当するものにつき、給与等の支払者による証明に代えて、**国家資格であるキャリアコンサルタントによる証明を受けることで特定支出控除制度の適用を認めることとなりました。**
- ※1 上記のほか、通勤費、職務上の旅費、転居費、単身赴任者等の帰宅費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）がある。
- ※2 平成28年から、その年の給与所得控除額×1/2となっている。
- ※3 受講する講座自体が教育訓練給付指定講座として指定されていれば本特例の対象となり、教育訓練給付を受給していない場合でも特例の利用は可能です。



本特例の対象支出は「**資格取得費**」と「**研修費**」のみです

【特定支出控除制度についてはこちら】

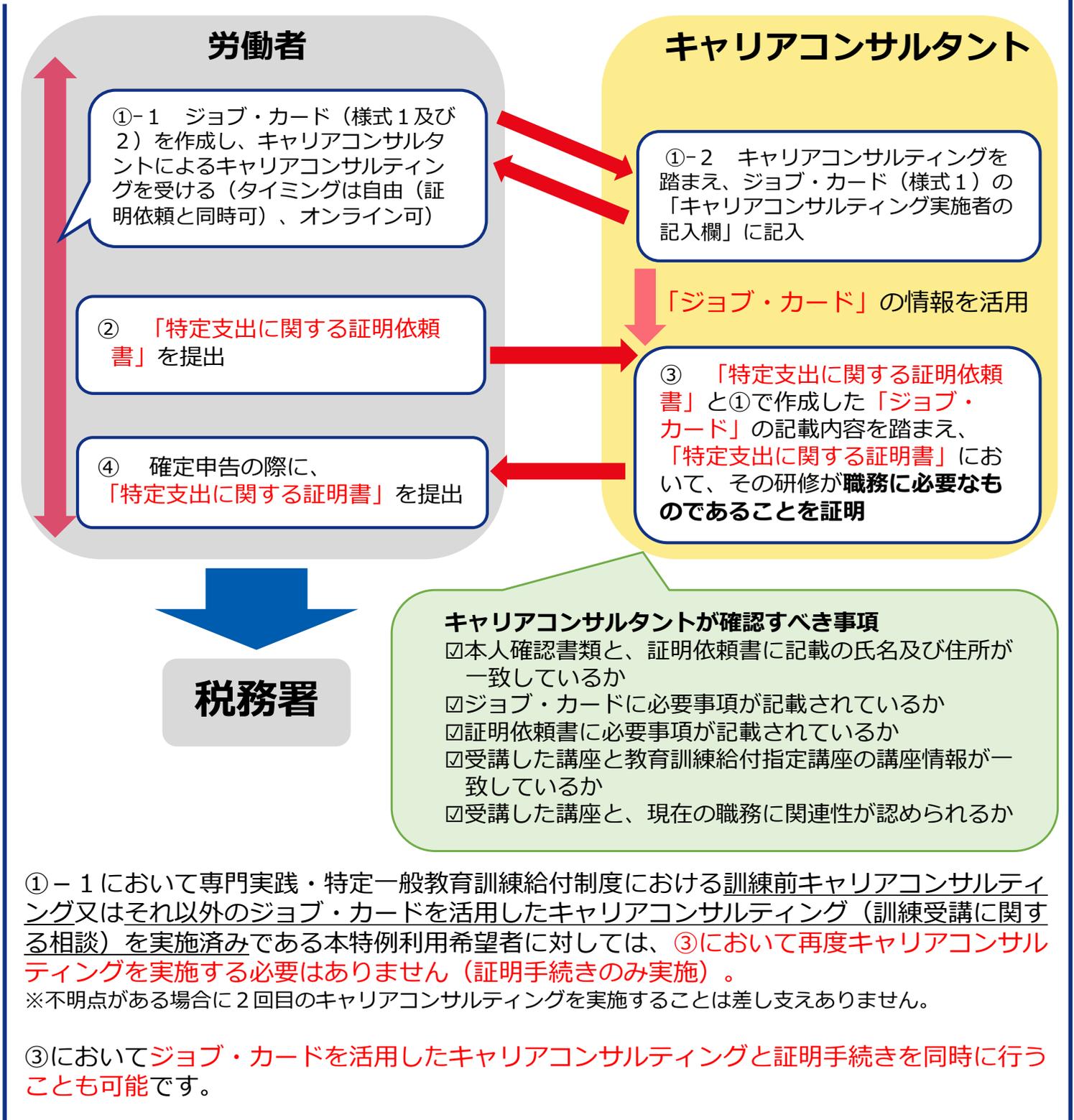
・ 国税庁HP「タックスアンサーNo.1415給与所得者の特定支出控除」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1415.htm>

2 特例の対象費用

講座の受講料	資格試験の受験料	教材費	交通費	キャリアコンサルティング費用
○	○ (注1)	○ (注2)	○ (注2)	○ (注3)

- (注1) 資格取得費においてのみ対象となる。
- (注2) 必要な支出に限る。
- (注3) キャリアコンサルティングを受けた者が助言・指導のあった研修を受講した場合にのみ、対象となる。

3 証明手続きの流れ



4 詳細・お問い合わせ先

詳細は以下の「手引き」をご覧ください。

【キャリアコンサルタントによる特定支出控除に係る証明手続きに関する手引き】

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/tokuteishishutsukojo.html)

ご不明な点は、最寄りのキャリア形成・リスキリング支援センターへお問い合わせください。

【キャリア形成・リスキリング支援センター】 <https://carigaku.mhlw.go.jp>

